

市 営 住 宅 入 居 請 書

私は、下記の市営住宅への入居の決定を受けましたが、入居後は公営住宅法、釧路市営住宅条例、釧路市営住宅条例施行規則、関係法令に従います。また裏面記載の誓約事項を守り、良好な住生活を維持することを誓約します。守らない場合は、明渡し請求に応じます。

釧路市長 様

年 月 日

【入居の決定した市営住宅名】 公営住宅 改良住宅 団地

(入居者)

現住所	〒 _____	電話番号	【自宅】 _____ 【携帯】 _____
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名		印	

(緊急時連絡先)

現住所	〒 _____	電話番号	【自宅】 _____ 【携帯】 _____
ふりがな		職業(勤務先)	
氏名		勤務先電話番号	
生年月日	年 月 日		
入居者との続柄	(親族の場合は入居者から見ての続柄)		

裏面記載の誓約事項もよくご確認ください。

入居にあたっての誓約事項

1 届出・申告義務

- ①市営住宅に、初めに同居を認められた親族以外のものを同居させようとするときは、所定の届出により市長の承認を受けます。
- ②入居者が死亡または退去した場合、その入居者と同居していた者が引き続きこの住宅に住しようとするときは、所定の届出により市長の承認を受けます。
- ③市営住宅を30日以上留守にする場合は、所定の届出を市長に提出します。
- ④収入に応じて市営住宅の家賃が異なるため、毎年、必要書類を添えて収入の申告をします。この申告を拒否又は怠った場合は、最高家賃を支払います。
- ⑤駐車場を使用する場合は、事前に所定の申請により市長の許可を受けます。許可を受けた場合、駐車場使用料は毎月末日までに当月分を納めます。駐車場使用料を3か月以上滞納した場合は、自ら駐車場を明け渡します。
- ⑥緊急時の連絡先を変更したい場合は、新たな緊急時の連絡先を所定の届出により市長に提出します。

2 禁止行為

- ①市営住宅では、ペットを飼育することやその鳴き声やにおいなどでほかの入居者に迷惑をかけることはしません。また、振動・騒音を出すなどほかの入居者の迷惑をかける行為をしません。
- ②市営住宅又は共同施設に無断で模様替や増築をしません。
- ③市営住宅の転貸、入居権利の譲渡をしません。
- ④市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持します。

3 住宅の明渡し

- ①上記1・2に違反し、釧路市から退去を求められた場合は、自ら住宅を明け渡します。
- ②入居者が、虚偽の申告によって入居した場合、自ら住宅を明け渡します。
- ③入居者及び同居者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であることが判明した場合は、自ら住宅を明け渡します。
- ④引き続き3年以上居住し、収入が政令で定める金額を超えているときは、収入超過者として住宅の明け渡しに努めます。
- ⑤引き続き5年以上居住し、収入が政令で定める金額を超えているときは、高額所得者として最高家賃を支払うとともに、自ら住宅を明け渡します。
- ⑥市営住宅の家賃及び浴室設備料は、毎月末日までに当月分を納めます。また、家賃及び浴室設備料を3か月以上滞納した場合は、自ら住宅を明け渡します。
(※家賃については、災害や病気にかかり収入が減った場合、減免・徴収猶予の申請ができます。)
- ⑦市営住宅を明け渡す場合は、所定の届け出を市長に提出し検査を受けます。入居者の故意または不注意による汚損や破損、室内の消耗品の交換については、「入居のしおり」に記載している負担区分に基づいて、入居者の負担において、費用を弁償します。
- ⑧市長が必要と認めた時や、市営住宅の明け渡しをしようとするときに、職員・市長の指定したものが市営住宅の検査をする際は、検査に協力します。
- ⑨やむを得ない事情により住宅を明け渡すことができない場合は、以後の事務手続き等を釧路市へ一任します。

4 その他

- ①団地内での快適な生活のために、自治会活動には積極的に参加します。また、自治会が集める共益費は必ず納めます。
- ②本誓約書に記載された個人情報について、入居者と数日間連絡が取れないなど、入居者の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合に本市が対応するに当たり、親族、緊急連絡先及び関係機関（警察、消防、釧路市各関係部局、指定管理者、入居する団地自治会、医療機関等）に提供し、共有することに同意します。